

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免について

1 減免の対象となる被保険者と減免額

介護保険の第一号被保険者で、次の（１）または（２）のいずれかに該当する方

（１）新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

⇒ 全額

（２）新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①及び②の要件に該当する第一号被保険者

【要件】

① 世帯の主たる生計維持者の令和４年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和３年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

② 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和３年の所得の合計額が400万円以下であること。

⇒ 【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の令和３年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

<計算式>

対象保険料額 (A×B/C) × 減額又は免除の割合 (D) = 保険料減免額

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和３年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和３年の合計所得金額

【表2】

世帯の主たる生計維持者の令和３年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
210万円以下であるとき	全部 (10分の10)
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の令和３年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部 (10分の10) を免除する。

2 減免の対象となる第一号保険料

(１) 令和４年度分の保険料であって、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

(２) 令和３年度相当分の保険料額であって、令和３年度末に資格を取得したことにより、令和４年４月以降に普通徴収の納期限が到来するもの

○減免対象となる失業等について

区分	状況の説明	減免の可否
解雇（懲戒解雇は除く。）	解雇（懲戒解雇は除く。）	失業に該当し、対象となる。
会社都合による雇止め	会社の都合による雇止めによる退職	失業に該当し、対象となる。
働けなくなった正当な理由のある自己都合退職	※勤務先が自主休業したことで収入のめどが立たなくなったため退職した場合。 ※勤務先が勤務の自粛などを行ったため、生活に必要な収入を得ることが見込めなくなったために退職した場合。 など	本減免対象となる（収入の減少）
正当な理由による自己都合による退職	※新型コロナウイルス感染症にり患した家族の介護などにより退職した。 ※4月から別の会社に雇用される予定だったが新型コロナウイルス感染症の流行のため、新規に雇用されなくなった。 など	本減免対象となる（収入の減少）
定年退職	定年による退職	対象外
正当な理由のない自己都合による退職	※特に新型コロナウイルス感染症の影響と関係がないと考えられる退職 【例】令和元年中の離転職 など	対象外

○失業等の場合の添付書類

- ・ 離職票
- ・ 退職証明書
- ・ 雇用保険受給資格者証
- ・ 解雇通知 など

○事業等の廃止の場合の添付書類

- ・ 事業廃止届
- ・ 廃業届
- ・ 廃業証明書
- ・ 法人登記事項証明書 など

○事業収入等に関する確認・添付書類

【令和3年、令和2年】

- ・ 令和4年度、令和3年度市・府民税所得証明書（課税・非課税証明書）
- ・ 令和3年分、令和2年分所得税確定申告書（控）、収支内訳書（控）、決算書（控）
- ・ 令和3年分、令和2年分源泉徴収票 など

【令和4年】

- ・ [事業収入、不動産収入、山林収入] 帳簿（売上台帳など）、賃料振込通帳 など
- ・ [給与収入] 給与明細書、給与振込口座通帳 など